

貸金業制度に関する  
プロジェクトチーム事務局会議  
(第2回)資料

平成21年12月4日

全国銀行協会

常務理事 和田耕志

# 目 次

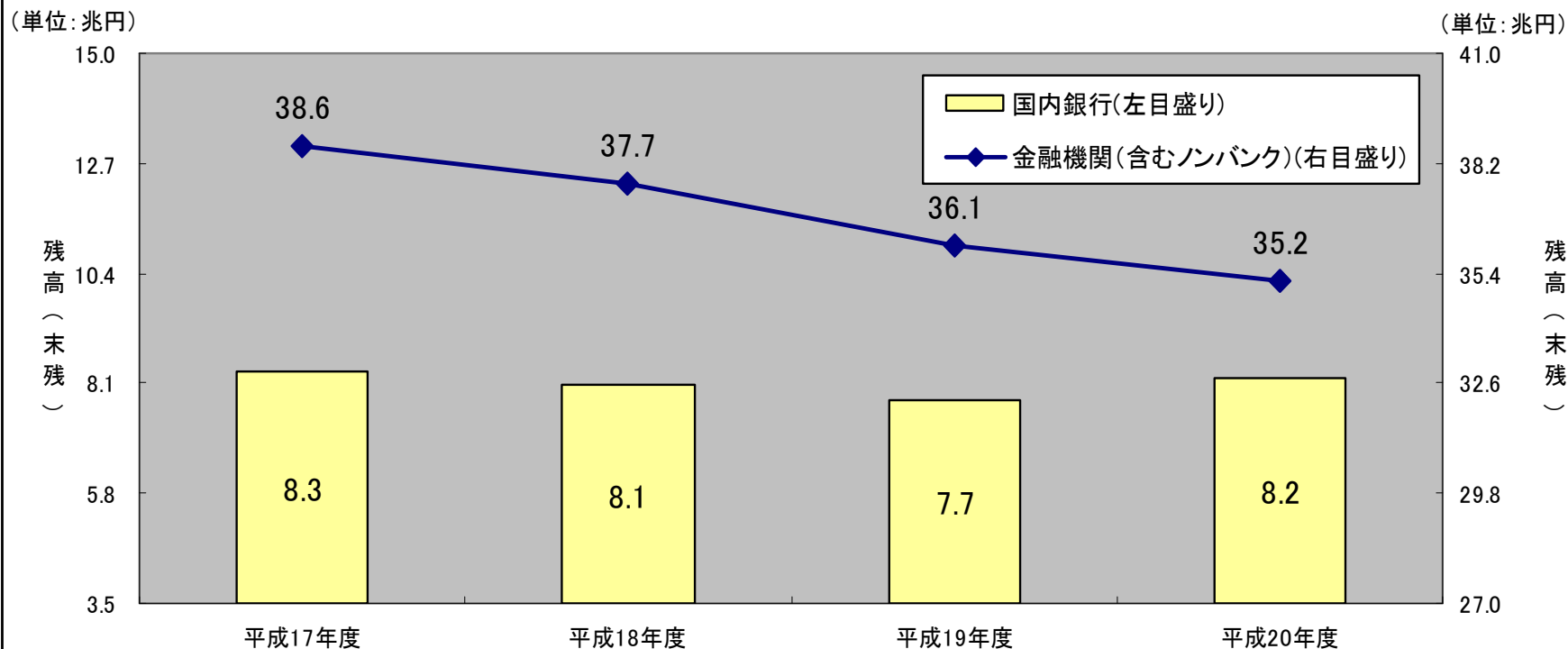
---

- 1. 銀行界における消費者ローン残高の推移
- 2. 消費者信用市場の足許の状況 －総量規制抵触者の割合や、改正法の認知率－
- 3. 全銀協におけるカウンセリング体制の充実
- 4. 全銀協における多重債務防止のための取り組み
- 5. 改正貸金業法の施行日について

# 1. 銀行界における消費者ローン残高の推移

- 金融機関全体(含むノンバンク)の消費者信用残高は減少基調。
- そうしたなか、銀行の消費者ローン残高は概ね横ばい。

消費者信用残高(消費者ローン+販売信用、除く住宅ローン)



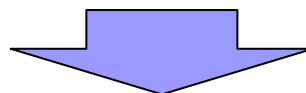
出典: 日本銀行資金循環統計

## 2. 消費者信用市場の足許の状況 —総量規制抵触者の割合や、改正法の認知率—

### ■平成21年10月26日付「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告抜粋

- ・「借入利用者(現在残高あり)の借入総額の年収に占める割合を求めたところ、消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の50.2%が年収の3分の1を超える。」  
(=総量規制に抵触)
- ・「総量規制に該当する回答者の認知率は50%となった。認知率が高まったとはいえ、借入を行っている回答者の2人に1人は貸金業法改正をいまだに知らない状況。」

資料出典: 日本貸金業協会

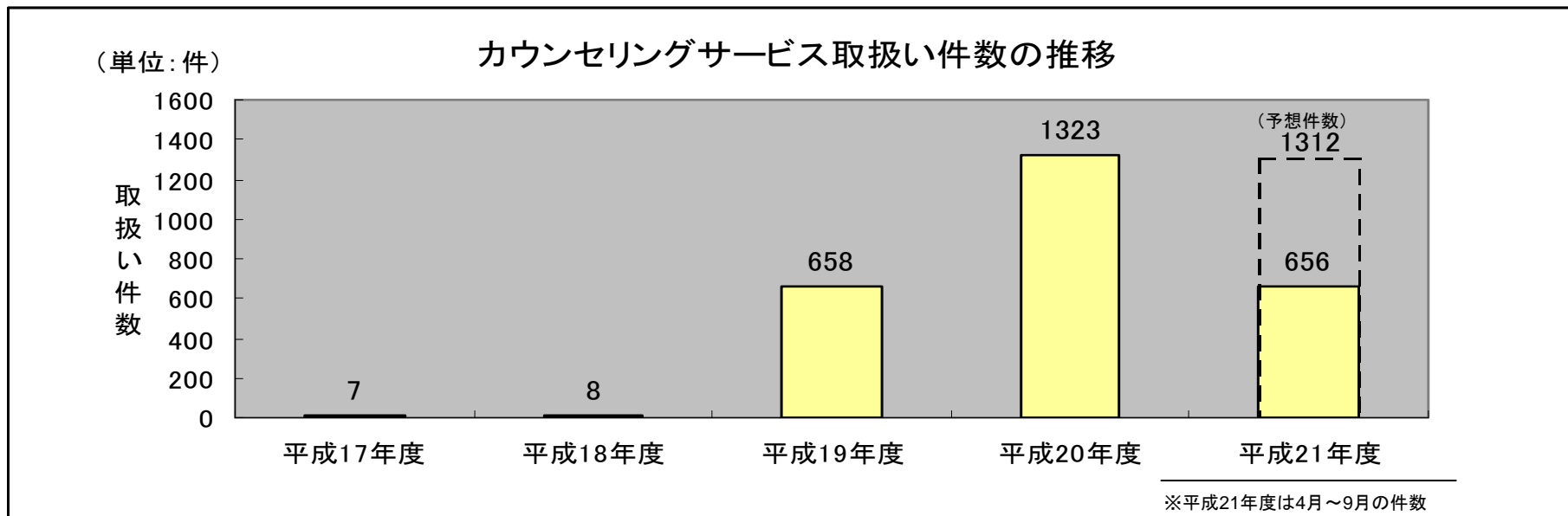


- 上記アンケートの結果による、総量規制抵触者の割合や、改正法の認知率からすると、消費者において混乱が生じないよう、十分に周知を行う必要があると考える。
- さらに、そうした結果、カウンセリングを必要とする消費者に対しては、適切なカウンセリングサービスを提供していく必要があると考える。
- 銀行界としても、カウンセリング体制の充実等、多重債務問題の防止・解決に向け、積極的に取り組みを行っている。

### 3. 全銀協におけるカウンセリング体制の充実

#### (1) 銀行とりひき相談所でのカウンセリングサービスの提供

- 平成19年4月から、相談日を拡充(週1日から週2日)するとともに、同年9月より、電話によるカウンセリングの受付を開始、全国から相談を受け付ける体制を整備。
- 平成20年4月から、相談日をさらに拡充(週2日から週5日)。
- 平成21年11月から、常駐のカウンセラーを1名増員し、2名体制。



#### (2) 財団法人日本クレジットカウンセリング協会への拠出

# 4. 全銀協における多重債務防止のための取り組み

## (1) 消費者啓発活動

- 多重債務防止を訴えるポスターを、全国の銀行のATMコーナー等に掲出
- インターネットを利用し、「Yahoo! JAPAN」上に広告を掲出
- その他、雑誌広告、電車内ステッカー広告等を実施

啓発ポスター



インターネットバナー広告



## 4. 全銀協における多重債務防止のための取り組み

### (2) 金融教育活動

- パンフレット・ビデオを作成し、全国の中学・高校等に配付・貸出
- 「ローン・クレジットを利用する際の留意点」などをテーマに、全国各地に講師を派遣

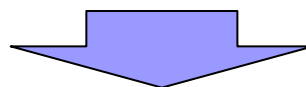
「知ろう！学ぼう！お金の使い方」



	平成20年度	平成21年度 (4月～9月)
「お金の貸し借り基本のキホン」 ※平成21年度に「知ろう！学ぼう！お金の使い方」に改編	2,107部	—
「知ろう！学ぼう！お金の使い方」	—	21,349部
「賢くつきあうローン＆クレジット」	5,359部	6,579部
「ライフステージで学ぶ銀行」 ※平成21年度6月発行	—	7,724部
講師派遣	62回	30回

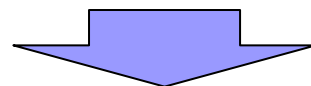
## 5. 改正貸金業法の施行日について

貸付に関する契約締結又は債務弁済におけるATM利用料のうち、  
入出金額が1万円以下の場合: 105円を超える額  
入出金額が1万円を超える場合: 210円を超える額  
を「みなし利息」として、利息制限法の規制対象にすることとされた(※)。



※上記の実施時期は、改正貸金業法の最終施行と同時期とされている。

■ 銀行界では、独禁法上の問題から業界での統一的対応は不可。各行の判断により、該当取引の手数料引下げ等の対応を鋭意行っている。



- システム開発等もあり、万全を期するため、十分な準備期間が確保できる施行日としていただきたい。
- 顧客への十分な周知期間を確保するため、できるだけ早急に施行日を決定していただきたい。